

手形・小切手の取扱いについて

南都銀行（頭取 石田 諭）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、当行における手形・小切手の取扱い^{※1}を、2026 年 10 月 1 日（木）より以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

※1 入金・取立・手形割引等

1. 手形・小切手の取扱いについて

（１）当行が支払人および支払地の手形・小切手

2026 年 9 月 30 日以前に振り出された手形・小切手については、支払期日が 2027 年 3 月 31 日までのものに限り、2027 年 3 月 30 日まで取り扱いたします。2026 年 10 月 1 日以降に振り出された手形・小切手については、支払期日にかかわらず取り扱いたしません。

（２）他金融機関が支払人および支払地の手形・小切手

他金融機関が支払人および支払地となる手形・小切手については、振出日にかかわらず、2026 年 10 月 1 日以降は取り扱いたしません。

（３）小切手による国庫金および地方税等公金の納付（以下、証券納付）の取扱いについて

証券納付の取扱い期限は、2027 年 3 月 30 日といたします。当行・他金融機関を問わず、最終振出期限^{※2}を超過した小切手による納付は取り扱いたしません。ただし、政府小切手は振出日にかかわらず取り扱いたします。

●手形・小切手の取扱い（2027 年 3 月 31 日以降は、いかなる場合も取り扱いたしません）

支払人および支払地	振出日	支払期日	取扱い可否
当行	2026 年 9 月 30 日以前	2026 年 10 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	2027 年 3 月 30 日まで取扱い可
		2027 年 4 月 1 日以降	取扱い不可
	2026 年 10 月 1 日以降	—	取扱い不可
他金融機関	—	—	取扱い不可

●証券納付の取扱い（2027 年 3 月 31 日以降は、いかなる場合も取り扱いたしません）

小切手の種類	支払地	証券納付の取扱い可否
金融機関の小切手	当行	振出日が 2026 年 10 月 1 日以降の小切手は 取扱い不可
	他金融機関	最終振出期限 ^{※2} 超過の小切手は 取扱い不可
政府小切手	—	2027 年 3 月 30 日まで取扱い可

※2 最終振出期限は金融機関ごとに異なるため、各金融機関にご確認ください。

2. ご留意事項

- ・ 振出日の記載がない手形・小切手については、上記にかかわらず取扱いできない場合があります。
- ・ 手形・小切手の代替手段として、＜ナント＞Web-ビジネスバンキングによる振込や「でんさい」などの電子的な決済手段をご用意しています。ご利用をご検討のお客さまは、お取引店へご相談ください。

【本件に関するお問い合わせ先】 営業サポート部 福地・吉田 TEL 0742-27-1553
事務サポート部 今西・安達 TEL 0742-50-2188
経営企画部（広報） 栗子・寺田 TEL 0742-27-1599